

# 令和8年度いわて移住講座企画運営業務

## 業務仕様書

令和8年4月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度いわて移住講座企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

過去に開催した移住イベント等で繋がってきた首都圏在住の本県の関係人口や地方移住を希望している若者を対象として、本県で暮らすことの魅力を伝える連続講座を開催し、「将来的に岩手で暮らしてみたい」という気持ちを育むとともに、移住を検討している者同士のコミュニティを形成し、県内在住のキーパーソンとの関係性を構築することで、将来的な移住・定住者の増加に繋げていくこと。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

令和 8 年度いわて移住講座企画運営業務

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで

### (3) 委託上限額

3,799 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 講座の概要

#### ア 開催時期

原則として令和 8 年 8 月～令和 8 年 12 月

#### イ 開催場所

東京都内

ただし、3(3)イの「体験型の企画の実施」については、岩手県内

#### ウ 対象者

首都圏在住の本県の関係人口や地方移住を希望している若者等

#### エ 回数

(ア) 本県で暮らすことの魅力を伝える講座：4 回以上

(イ) 体験型の企画：1 回以上

#### オ 目標値

(ア) 本県で暮らすことの魅力を伝える講座の各回の対面参加者数：30 名

(イ) 体験型の企画の参加者数：10 名以上

(ウ) (ア)及び(イ)のうち 40 歳未満の参加者の割合：50%以上

### 3 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

#### (1) 全体設計のポイント

- ア 本県の「食」、「文化」、「仕事」、「人」など、様々な観点から本県で暮らすことの豊かさについて体系的に学ぶことができ、本県への将来的な移住を現実的に考えるきっかけとなるような講座内容とすること。
- イ 講座の参加者同士のつながりや、本県在住のゲスト講師等とのつながりを育むことを大切にし、移住前のコミュニティ形成を図ることで、講座終了後の自発的な岩手との関わりの継続や、移住に向けた意識醸成が促されることを意識すること。

#### (2) 講座の運営

- ア 講座の名称を提案すること。提案に当たっては、参加者にとって親しみやすく、参加の動機となりやすいものにすること。
- イ 開催場所  
東京都内で講座の開催に適する場所を定め、提案すること。提案に当たっては、狙いや具体的なターゲット等を設定すること。  
なお、講座の開催に際しては、会場の設営、運営、準備及び撤収を行うこと。
- ウ 開催時期・回数  
原則として令和8年8月～12月の間に開催することとし、多くの人が参加しやすく、効果的な時期・曜日・時間を提案すること。
- エ 参加者対応
  - (ア) 参加者の募集、管理、連絡等の一切を行うこと。
  - (イ) 講座の各回終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。アンケートの内容は県と協議の上決定することとし、結果は集計を行い、内容の満足度、広報の効果、本県への移住に関する興味関心等について取りまとめ、県に報告すること。また、アンケート回答率を高める工夫を施すこと。
  - (ウ) 本県との繋がりを継続させるため、講座の最終回終了後1か月以内に、県が運営するメールマガジンやSNS、受託者やゲスト講師が携わる移住希望者向けサービスの利用等と呼び掛ける案内をメール等により実施すること。

#### (3) 内容

##### ア 岩手で暮らすことの魅力を伝える講座の開催

- (ア) 上記(1)のポイントを踏まえ、首都圏に住む本県の関係人口や地方移住を希望している若者等に対して本県で暮らすことの魅力を伝える講座を4回以上開催することとし、コンセプトやスケジュール、各講座の内容等を提案すること。
- (イ) 各回の講座では講師やゲストを招聘することとし、その講師やゲストを提案すること。人選においては、本県に在住する者で、本県の魅力や移住定住、関係人口分野の知見を持ち、円滑に参加者とのコミュニケーション

ンをとることができる者を選定すること。具体的には受託者、地方移住の分野において専門性が高い者、県内在住の移住コーディネーター、地域おこし協力隊、先輩移住者等を想定しているもの。

(ウ) 参加者同士のコミュニティ形成を図るため、**講座各回の対面参加者数定員は30名を上限とすること。**

(エ) 講座内容には、下記の内容を必ず盛り込むこと。

**a 県主催移住フェアへの参加**

県主催移住フェアに参加し、参加者がブース相談やステージイベントの観覧等を行うことができる機会を設けることとし、内容を提案すること。なお、イベントの概要は下記のとおりであること。

**【開催概要】**

開催日程 令和8年8月30日(日)

場所 東京交通会館12階 ダイヤモンドホール・カトレアサロンB

開催内容

- ・市町村、企業等によるブース相談
- ・ステージイベント
- ・ワークショップ
- ・物販・交流団体ブース（首都圏等で活動を行っている本県にゆかりのある関係団体又は県内で移住・定住や若者・女性の活躍に資する活動を行っている団体等が活動PRを行うブース）

**b 交流会**

参加者に講座終了後も本県との関わりを継続していただくため、過年度に開催した同様の連続講座の参加者を含め、本県への移住検討者が相互に交流を図る交流会を開催することとし、その内容を提案すること。

なお、首都圏等で活動を行っている本県にゆかりのある関係団体等を与えることも差し支えないこと。

(オ) **講座の最終回**では、これまで学んできたことを元に将来の移住展望を発表し合うなどといった、**アウトプットの時間を設けること。**

(カ) 原則対面開催とするが、講座の内容に応じ、対面開催とオンライン配信を併用したハイブリッド開催としても差し支えない。

なお、ハイブリッド開催とする場合は、講座の参加者同士や、ゲスト講師等とのつながりを育む観点から、対面での参加者数が多くなるよう、広報等において工夫すること。

**イ 体験型の企画の実施**

会場での座学講座のほか、参加者が本県について楽しみながら学び、本県への将来的な移住に向けた検討を深めることができる内容のフィールドワークや体験型のワークショップ等を1回以上実施することとし、そのコンセプトやスケジュール、内容等を提案すること。

なお、当該企画は岩手県内で開催することとし、県内での車両による移動については県において対応するため、積算には含めないこと。

## ウ 移住前のコミュニティの形成・拡大・深化に向けた取組の実施

過年度に開催した同様の連続講座の参加者等を含む、本県への移住を検討している首都圏在住者等によるコミュニティの形成、拡大及び深化に資するための取組を、ア及びイの内容に盛り込むこと。

なお、当該取組の内容については、企画提案書において、「形成」「拡大」「深化」のフェーズごとに、具体的に示すこと。

特に、講座終了後における、参加者に対するフォローアップについては、例えば、追加の情報提供やヒアリング等、本県への移住に対する意欲を継続させ、深化させるものとなるよう配慮すること。

## エ その他

(ア) 各回の講座の内容については提案内容を基本とするが、詳細は県と協議の上決定することとし、各講座を開催する日の原則1か月前までに、講座の内容案をデータで県に提出すること（参加者の募集状況によって提出時期は調整可能とする）。

(イ) 参加者が、全講座を連続して受講するための工夫を提案すること。

(ウ) 参加者の参加費用は原則無料とし、実施に伴うゲスト講師の謝金及び旅費、材料費並びにその他の経費については、委託料の中で負担すること。なお、イの実施に伴い発生する経費については、参加者から実費相当額を徴収することとしても差し支えない。

ただし、参加者の飲食費、宿泊費及び旅費については、本委託料の対象外となるため、積算には含めないこと。

## (4) 参加者募集に係る広報の実施

ア 本業務の目的や2(4)オに掲げる目標値を達成するため、講座への参加を促すことのできる**広報の手段や内容**を提案すること。

イ 本講座の開催に係る情報（告知）を広く周知・拡散するために、必要かつ十分な周知・広報の期間を設定すること。

ウ 若年層への訴求を強めるため、**WEBサイトやSNSを有効に活用した広報**を実施することとし、効果的な実施内容や効果目標等を提案すること。

なお、活用するSNSのひとつとして、県が所有するXアカウント「イーハト一部@pref\_iwate\_0007」やInstagram「イーハト一部/いわて暮らし iwate\_iju」等を使用することは妨げない。

エ 次年度以降の参加希望者の増加につなげるため、全講座終了後は、**講座の様子を振り返り、まとめた情報を適当なメディアに一定期間掲載**することとし、その手段や内容を提案すること。

## (5) 効果分析・実績報告

ア 講座の記録や、参加者のアンケート結果、次年度以降の改善案等を盛り込んだ**実績報告**を作成すること。

イ アンケート結果は集計を行い、広報の効果や、本業務の実施内容の満足度、次回以降の改善点、本業務の効果等について、属性別のクロス分析も交えながら分

析を行うこと。

ウ 支出の内訳が分かる収支報告書を提出すること。

#### (6) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、委託料上限額の範囲内で自由に提案すること。

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## (7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 本事業は国の交付金を活用した事業であることから、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の实地検査等の対象となるため、实地検査等が行われるときは協力すること。
- (2) 特定の個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。
- (3) 本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

なお、委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の都合により変更又は修正を求める場合があること。